

ソフトウェア使用許諾契約書

- 本書は、株式会社エスエムエス（以下、「弊社」）が著作権およびお客様に対して使用を承諾する権限を有するソフトウェア、およびそれに付随するマニュアル等の関連資料で構成される本製品に関するお客様のご使用条件を定めたものです。お客様は使用許諾契約書の内容にご同意の上、ソフトウェアを利用するものとします。お客様がソフトウェアをインストールまたは利用した時点で本契約が成立したものとみなされます。

第1条 定義

1. 「ソフトウェア」とは、本契約書と共に提供されるすべてのプログラム、データファイルをいいます。なお本製品に関して、弊社が後に提供することがある改良品、交換品における、プログラム、データファイルについても、本契約が適用されるものとします。
2. 「関連資料」とは、プログラムを使用するために、弊社がプログラムと共に提供する資料やマニュアルを意味します。

第2条 著作権・知的財産権

本ソフトウェアに関する著作権およびその他の知的財産権は、すべて弊社に帰属する。
お客様は、使用許諾を受けるのみであり、権利の譲渡や移転は一切行われません。

第3条 使用許諾

1. 本契約書に基づき、お客様に対し、非独占的かつ譲渡不能な条件で使用する権利を許諾します。
2. お客様は、ソフトウェアを購入台数分インストールして使用することができます。

第4条 禁止事項

1. お客様は、有償無償を問わず、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 本ソフトウェアと関連資料の複製、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等。
 - (2) 本ソフトウェアの第三者への再使用許諾、販売、貸与、譲渡、再配布、中古品取引。
 - (3) 知的財産権を侵害する行為。
2. 万一、前項のいずれかの規定に違反して弊社に損害を生ぜしめた場合は、弊社に対し損害賠償責任を負うものとします。

第5条 保証範囲

1. 弊社は、本製品が特定の目的への適合性、正確性、完全性、有用性、性能等について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。
2. 本製品は現状有姿のまま提供されるものであり、弊社は本製品の使用または使用不能に起因して生じた一切の損害について責任を負いません。

第6条 責任制限

1. 本製品の選定、導入、運用結果についての一切の責任はお客様が負うものとし、弊社は本製品の使用または使用不能に起因して生じた結果について一切責任を負いません。
2. 弊社は、本製品に関し、第三者が提供した情報、説明、広告、約束等に起因してお客様に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 弊社は、本製品の使用に関連してお客様または第三者に生じた直接的または間接的な損害（逸失利益、事業中断、データ損失、機器の故障などを含むがこれに限らない）について、一切の責任を負わないものとします。
4. 適用法令により弊社の責任を完全に免除できない場合であっても、弊社の責任の総額は、お客様が当該ソフトウェアに対して実際に支払った金額を上限とします。
5. 弊社は、予告なく本製品の機能追加、仕様変更、バージョンアップ、サポートの終了、または配布の停止を行う場合があります。これによりお客様に損害が生じた場合でも、弊社は一切の責任を負いません。

第7条 損害賠償

お客様が本契約または関連法令に違反したことにより弊社が損害を被った場合、弊社は当該損害の賠償を請求できるものとします。

第8条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約成立の時からお客様が本製品の使用を停止するまでとします。

第9条 契約の終了

1. お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本契約を解除しお客様のご使用を終了させることができます。
2. 本契約が終了した場合、お客様は速やかにお客様のご負担で、本製品および複製物を弊社に返却していただくものとします。

第10条 保守契約終了後の利用継続

1. 本ソフトウェアは、保守契約が終了した後も、弊社が発行する認証用 USB キー（以下「認証キー」という）を用いることで継続して利用することができる。
2. 前項に基づき認証キーの発行またはライセンスの構成変更に伴う再発行について、発行手数料および発送費用を含む合理的な範囲で弊社が設定した手数料を支払うものとする。
3. 認証キーの紛失、破損または盗難があった場合、弊社は再発行を行わず、利用者は本ソフトウェアを利用できなくなることを承諾する。
4. 認証キーの発行を受けた場合であっても、保守契約終了後は以下のサービスは提供されないものとする。
 - (1)ソフトウェアのバージョンアップおよび機能追加
 - (2)不具合修正、技術的サポート、問い合わせ対応
 - (3)周辺環境(OS、ハードウェア等)の変更に伴う動作保証
5. 弊社は、認証キー発行後に発生した障害、不具合またはデータ損失等について、一切の責任を負わない。

第11条 一般条項

1. お客様は、本製品のソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法により、本製品を解析してはならないものとします。
2. 本製品の使用によって知り得た弊社の秘密を、正当な理由なく第三者に対して漏洩してはならないものとします。
3. お客様および弊社は、本契約に関連して発生した紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。